

一般社団法人日本卵子学会役員選出規定

第1条 選任する役員の定数は、定款第20条第1項に基づき理事20名以上30名以内及び監事3名以内とする。

第2条 理事候補者は代議員として選出された者から理事会が推薦する。

2 監事候補者は会員の中から理事会が推薦する。

第3条 理事会は、第2条によって理事及び監事に推薦された者を役員候補者と定め、総会の決議事項における議案の概要とする。

第4条 本規定の改廃及び本規定に定められていない事項、予測できなかった事態が発生した場合の取り扱いについては理事会で協議して決定する。

第5条 本規定は一般社団法人日本卵子学会定款の施行の日から施行する

平成27年3月14日 改定

平成29年3月4日 改定

平成29年6月2日 改定

令和5年6月3日 改正